

行政に関わるくらしの無料相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

日時 6月17日(土) 9時30分～12時

場所 母と子の館研修室
申込み 北海道行政書士会
室蘭支部 (☎76-3538)
担当後藤 / 役場住民課住民
・戸籍年金グループ (☎74-3002)
主催 北海道行政書士会
室蘭支部

無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブル

などの相談に応じます。
必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。

日時 ①6月15日(木) ②7月6日(木) 13時30分～15時

場所 ①虻田ふれ合いセンター ②洞爺総合センター
担当 ①奈良泰哉弁護士 (奈良法律事務所) ②高村真人弁護士 (むろらん法律事務所)

6月からクールビズ

■問合せ
総務課庶務・職員
グループ
☎74-3000

地球温暖化対策のため、環境省が提唱し今年で13年目となるクールビズ。
役場でも6月から、事務効率の向上と省エネのため、職員はクールビズで執務をしています。
期間は、9月30日までです。

国民健康保険からのお知らせ

問合せ
税務財政課税務グループ 74-3003
住民課国保医療グループ 74-3002

所得の低い方への保険税軽減措置の拡充

国民健康保険は、加入者の皆さんが負担している保険税により運営していますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度次のように改正されました。

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されますが、この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されることとなりました。



軽減割合	世帯所得金額	
	平成29年度(改正後)	平成28年度(改正前)
5割	基準額 33万円 + (27万円 × 被保険者数)以下	基準額 33万円 + (26万5千円 × 被保険者数)以下
2割	基準額 33万円 + (49万円 × 被保険者数)以下	基準額 33万円 + (48万円 × 被保険者数)以下
7割	33万円	33万円

被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。